

諮問番号：令和 7 年度諮問第 1 1 号
答申番号：令和 7 年度答申第 1 2 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 5 月 2 5 日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 4 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第 2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人は働けず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇も患っており、収入認定額を変更した本件処分は違法または不当である。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）本件では、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和 5 年 6 月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（2）法第 8 条第 1 項及び生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護の基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で

文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁）。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2、次官通知第8の3（2）ア（ア）、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。そして、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項、第33条第1項、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第117号）第9条による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号。以下「本件政令」という。）第1条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第4条第1項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第122号）による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年政令第364号。以下「施行令」という。）第4条の2のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第18条第3項、第33条第1項及び本件政令第1条により、令和5年度の審査請求人にかかる障害基礎年金額は795,000円であり、局長通知第8の1（4）アのとおりこれを各月に分割すると、1月あたりの額は66,250円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項から第3項、第15条第1項、第16条及び施行令第4条の2により、同年度の審査請求人にかかる年金生活者支援給付金額は5,140円である。このように、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎

年金の額が令和5年6月の支給分から月額66,250円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額5,140円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第8の2のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和5年6月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費77,240円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費36,000円の合計131,110円を算定したうえで、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額66,250円及び障害年金生活者支援給付金5,140円を収入として認定し、これらを前記131,110円から差し引いた額59,720円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の適法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書には、処分の理由に「「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年厚生省発社第123号）第8-3-(2)-ア-（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、いかなる事実についてどのように法令を適用して本件処分が行われたかについての記載がない。

年金額の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われること、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令のみならずその適用関係について記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

第4 調査審議の経過

令和7年6月30日 諮問の受付

令和 7 年 7 月 1 日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：7 月 1 5 日

口頭意見陳述申立期限：7 月 1 5 日

令和 7 年 7 月 2 8 日 第 1 回審議

令和 7 年 8 月 2 5 日 第 2 回審議

第 5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第 1 条は、「この法律は、日本国憲法第 2 5 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第 3 条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第 4 条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第 1 項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第 5 条により「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第 8 条第 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第 2 項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第 1 条及び第 3 条の基本原則に基づき、法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (5) 保護の基準別表第 1 第 1 章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は 7 7 , 2 4 0 円である。

また、第 2 章の 2 は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は 1 7 , 8 7 0 円である。

- (6) 次官通知第 8 の 2 は、収入認定の原則について、「収入の認定は、月額に

よることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。また、第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (7) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の支給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。」と記している。
- (8) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。そして、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。」と定めている。この点について、改定率とは同法第27条において「次条第1項の規定により設定し、同条（第1項を除く。）から第27条の5までの規定により改定した率をいう。（後略）」と定めるところ、同法第27条の2第1項において、「平成16年度における改定率は、1とする。」と定めている。また、同条第2項は「改定率については、毎年度、第1号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用する。（後略）」と、同条第3項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。
- (9) 本件政令第1条は、「令和5年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者については1.015とし、同月2日以後に生まれた者については1.018とする。」と定めてい

る。

- (10) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第15条第1項は、「国は、国民年金法の規定による障害基礎年金(以下単に「障害基礎年金」という。)の受給権者であつて当該障害基礎年金を受ける権利について同法第16条の規定による裁定の請求をしたもの(以下この条において「障害基礎年金受給権者」という。)が、その者の前年の所得(1月から9月までの月分のこの項に規定する障害年金生活者支援給付金については、前々年の所得とする。)がその者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(第20条第1項において「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給する。」と定め、障害年金生活者支援給付金の支給対象を定めている。また、同法第16条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額、給付基準額(中略)とする。」と定めている。

また、支給基準については同法第4条において定めるところ、同条第1項は、「給付基準額(前条第1号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。)は、5,000円とする。」と、同条第2項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下この項において「物価指数」という。)がこの法律の施行の日の属する年の前年(この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年)の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第3項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」としている。

さらに、同法第19条において準用する第6条第1項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第3項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。(後略)」と定めている。

- (11) 施行令第4条の2は、「令和5年4月以降の月分の給付基準額(法第3条第1号に規定する給付基準額をいう。)については、法第4条第1項中「5,000円」とあるのは、「5,140円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。
- (12) 行政手続法(平成5年法律第88号)第14条第1項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。(後略)」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成17年2月23日付けで、審査請求人は障害基礎年金の支給決定を受けた。支給開始年月は平成16年10月、障害等級は○級○○号、年金額は794,500円であった。
- (2) 平成18年9月7日付けで審査請求人は処分庁に生活保護申請を行い、処分庁は平成18年10月1日付けで審査請求人の保護を開始した。
- (3) 令和5年4月より、障害○級を有する67歳以下（昭和31年4月2日以降生まれ）の障害年金の年額は795,000円＋子の加算額とされた。
- (4) 令和5年5月25日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行った。審査請求人に送付した保護決定通知書には、「1 保護変更 令和05年06月01日」「2 保護の方法 居宅保護」「3 保護の種類 生活扶助、住宅扶助、医療扶助」「4 保護決定理由 年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた（中略）〔次官通知〕第8―3―（2）―ア―（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されていた。
また、「5 扶助額」においては「ア 基準額77,240〔円〕 経過的加算930〔円〕」「イ 加算額〔障害者加算〕 17,870〔円〕」「住宅扶助36,000〔円〕」「合計131,110〔円〕」、「収入充当額 71,390円」と記載されており、「今回支給額」は59,720円となっていた。
- (5) 令和5年7月27日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件では、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和5年6月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。
- (2) 法第8条第1項及び保護の基準のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和42年5月24日大法廷判決・民集21巻5号1043頁）。

また、次官通知第8の2、第8の3（2）ア（ア）、局長通知第8の1（4）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。そして、年金等の収

入については、その実際の受給額を認定することされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法第18条第3項、第33条第1項、本件政令第1条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項、施行令第4条の2のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第33条第1項及び本件政令第1条により、令和5年度の審査請求人にかかる障害基礎年金額は国民年金法第33条第1項に定める780,900円に本件政令第1条の改定率1.018を乗じて算出した795,000円であり、局長通知第8の1(4)アのとおりこれを各月に分割すると、1月あたりの額は66,250円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条第1項から第3項、第15条第1項、第16条及び施行令第4条の2により、同年度の審査請求人にかかる年金生活者支援給付金額は5,140円である。このように、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和5年6月の支給分から月額66,250円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額5,140円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第8の2の収入として認定すべき額について、ほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和5年6月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費77,240円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費36,000円の合計131,110円を算定したうえで、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額66,250円及び障害年金生活者支援給付金5,140円を収入として認定し、これらを前記131,110円から差し引いた額59,720円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(3) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

行政手続法第14条は、提示すべき理由の程度について何ら明文規定を置いていないが、同条第1項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成23年6月7日第3小法廷判決（民集第65巻4号2081頁）参照）。

これを本件について見るに、法第8条の規定内容は抽象的であり、実際には保護基準に従って保護の実施がなされているところである。したがって、処分庁は、処分を行うに当たっては、いかなる事実に対しいかなる法規や通知を適用したかのみならず、いかなる事実に対しいかなる基準を適用して本件処分が選択されたのかを、その記載自体から処分の名宛人が容易に了知できるよう、具体的かつ丁寧に理由を記載することが求められる。

本件処分は収入額の変更に伴い支給すべき保護費の額を変更するものであるから、当然具体的な収入額の変更が根拠となるが、本件処分通知書の理由については、「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた（中略）〔次官通知〕第8—3—（2）—ア—（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、実際の収入認定額が具体的にどれほど増加したかについては記載されておらず、本件処分通知記載の「収入充当額」の金額と過去の収入充当額の差額より判断するほかない。

本件処分における収入認定額の変更は年金額の改定を端緒とするものである。年金額の改定は毎年行われるもので、改定率に係る本件政令の改正は官報にて公布されるほか、改定内容も日本年金機構等を通じ公表されることから、年金額の改定により収入認定額が変更されることや、収入認定額の具体的な変更内容について被処分者は一般的には知りうるものではあるし、先述のとおり本件処分通知記載の収入充当額を過去のものと比較すれば収入充当額がどのように改められたかについては把握し得たものである。しかし、本件処分通知書において、根拠となる法令の条項や各種通知等をあてはめるべき事実が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項だけでなくあてはめるべき事実も含め、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 一高 龍司

委員 渋谷 麻衣子

委員 酒井 貴子